

○伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合長期継続契約を締結
することができる契約に関する条例施行規則

平成27年4月1日

規則第13号

(趣旨)

第1条 この規則は、伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合長期継続契約を締結することができる契約に関する条例（平成27年伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合条例第17号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(長期継続契約を締結することができる契約)

第2条 条例第2条第1号に規定する契約の適用範囲は、次に掲げる契約とする。

- (1) 複写機を借り入れる契約
- (2) 印刷機を借り入れる契約
- (3) 通信機器を借り入れる契約
- (4) 測定機器を借り入れる契約
- (5) 車両を借り入れる契約
- (6) 電子計算機を借り入れる契約
- (7) 電子計算機と一体で使用する機械機器及びシステムのソフトウェアを借り入れる契約

2 条例第2条第2号に規定する契約の適用範囲は、次に掲げる契約とする。

- (1) 電子計算機及びその周辺機器等の情報処理機器の保守に係る契約
- (2) 電子計算機処理に関するプログラムの保守及び運用に係る契約

附 則

この規則は、公布の日から施行する。